

◎日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約

(略称) 中国との平和友好条約

昭和五十三年 八月 十二日 北京で署名  
昭和五十三年 十月 十八日 国会承認  
昭和五十三年 十月 二十日 批准の閣議決定  
昭和五十三年 十月 二十三日 東京で批准書交換  
昭和五十三年 十月 二十三日 公布及び告示  
(条約第一九号及び  
外務省告示第二九六号)

昭和五十三年 十月 二十三日 効力発生

目次

ページ

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 前文                        | 三二五 |
| 第一条 平和・友好関係の発展等           | 三二六 |
| 第二条 覇権 <sup>は</sup> 反対の表明 | 三二七 |
| 第三条 経済・文化関係の発展と両国民の交流促進   | 三二七 |
| 第四条 第三国との関係に関する各締約国の立場    | 三二八 |

中国との平和友好条約

第五条 批准、効力発生、有効期間及び終了……………三二八

末文……………三二九

## 日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約

日本国及び中華人民共和国は、  
千九百七十二年九月二十九日に北京で日本国政府及び中華人民共和国政府が共同声明を發出して以来、両国政府及び両国民の間の友好関係が新しい基礎の上に大きな発展を遂げていることを満足の意をもつて回顧し、

前記の共同声明が両国間の平和友好関係の基礎となるものであること及び前記の共同声明に示された諸原則が嚴格に遵守されるべきことを確認し、

国際連合憲章の原則が十分に尊重されるべきことを確認し、  
アジア及び世界の平和及び安定に寄与することを希望し、

両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、  
平和友好条約を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれ全権委員を任命した。

## 日本国と中華人民共和国 和平友好条約

日本国と中華人民共和国滿意地回顾了自一九七二年九月二十九日日本国政府和中华人民共和国政府在北京发表联合声明以来，两国政府和两国人民之间的友好关系在新的基础上获得很大的发展；确认上述联合声明是两国间和平友好关系的基础，联合声明所表明的各项原则应予严格遵守；确认联合国宪章的原则应予充分尊重；希望对亚洲和世界的和平与安定作出贡献；为了巩固和发展两国间的和平友好关系；决定缔结和平友好条约，为此各自

簽派全權代表如下：

日本國簽派外務大臣園田直；

中華人民共和國簽派外交部長黃華。

双方全權代表互相校閱全權證書，認為妥善  
后，達成協議如下：

## 第一條

1 兩締約國は、主權及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、  
内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸  
原則の基礎の上に、両國間の恒久的な平和友好關係を發展さ  
せるものとする。

平和・友  
好關係の  
發展等

2 両締約国は、前記の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

## 第二条

覇権<sup>は</sup>反対  
の表明

両締約国は、そのいずれも、アジア・太平洋地域においても又は他のいずれの地域においても覇権<sup>は</sup>を求めるべきではなく、また、このような覇権<sup>は</sup>を確立しようとする他のいかなる国又は国の集団による試みにも反対することを表明する。

## 第三条

両締約国は、善隣友好の精神に基づき、かつ、平等及び互恵

中国との平和友好条約

11、根据上述各项原则和联合国宪章的原则，缔约双方确认，在相互关系中，用和平手段解决一切争端，而不诉诸武力和武力威胁。

## 第二条

缔约双方表明：任何一方都不应在亚洲和太平洋地区或其他任何地区谋求霸权，并反对任何其他国家或国家集团建立这种霸权的努力。

## 第三条

缔约双方将本着睦邻友好的精神，按照平等

経済・文

化関係の  
発展と両  
国民の交  
流促進

並びに内政に対する相互不干渉の原則に従い、両国間の経済関係及び文化関係の一層の発展並びに両国民の交流の促進のために努力する。

#### 第四条

この条約は、第三国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものではない。

第三国と  
の関係に  
関する各  
締約国の  
立場

#### 第五条

<sup>1</sup> この条約は、批准されるものとし、東京で行われる批准書の交換の日に効力を生ずる。この条約は、十年間効力を有するものとし、その後は、<sup>2</sup>の規定に定めるところによつて終了するまで効力を存続する。

批准、効  
力発生、  
有効期間  
及び終了

互利和互不干渉内政の原則，为进一步发展两国之间的经济关系和文化关系，促进两国人民的往来而努力。

#### 第四条

本条約不影响締約各方同第三国关系的立场。

#### 第五条

<sup>1</sup>、本条約须经批准，自在东京交换批准书之日起生效。本条約有效期为十年。十年以后，

<sup>2</sup> いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の十年の期間の満了の際又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百七十八年八月十二日に北京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書二通を作成した。

在根据本条第二款的规定宣布终止以前，将继续有效。

二、締約任何一方在最初十年期滿时或在其后的任何時候，可以在一年以前，以書面預先通知締約另一方，终止本条約。

双方全权代表在本条約上簽字蓋章，以昭信守。

本条約于一九七八年八月十二日在北京簽訂，共两份，每份都用日文和中文写成，两种文本具有同等效力。

日本国のために

園田 直

中華人民共和国のために

黄 華

日本国全权代表 中华人民共和国全权代表

園田 直 黄 華

（参 考）

この条約は、一九七二年九月二十九日に発出された日中共同声明の第八項に基づき、日中両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるために締結されたものである。